

高知地方事務局土佐山田支局からのお知らせ

平成16年6月21日 から、管轄地域の「商業・法人」(株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、外国会社、未成年者、後見人、商号、支配人、協同組合、宗教法人、公益法人)について、謄・抄本交付の取扱が次のとおりになりました。

また、9月6日 からは、改製不適合分(コンピュータへの入力に支障をきたすもの)を除く管轄内すべての会社・法人についてコンピュータによる運用となります。それまでの間、ご利用のお客様にはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

市民からのお便り

図書館をよく利用しています。早くきちんとした広い図書館ができればいいと思います。

変更事項

登記簿の謄・抄本 登記事項証明書
 代表者の資格証明書 代表者事項証明書
 登記簿の閲覧 登記事項要約書
 管轄区域/南国市、土佐山田町、香北町、物部村、赤岡町、香我美町、夜須町、野市町、吉川村、大豊町、本山町、土佐町、大川村
 お問い合わせは
 高知地方事務局土佐山田支局
 (0887・52・3049)まで

統計調査の調査員登録を!

市では、各種統計調査にあたる調査員として登録して下さる方を募集しています。平成16年度の今後の調査としては、農林業センサスなどが実施されます。統計調査の結果は、産業・福祉・雇用など、さまざまな分野で私たちの暮らしの現状をとらえる基礎データとなり、各種行政施策の立案に役立てられます。積極的なご協力をお願いします。

登録先・お問い合わせは
 企画課広報統計係 (880・6553)まで



知って得する国民年金

国民年金保険料の免除制度をご存じですか?

離職や経済的理由により保険料の納付が困難な場合には「保険料の免除制度」があります。保険料の免除制度には、法定免除と申請免除があり、また学生の方には学生納付特例制度(5月号に掲載)があります。

法定免除(届出をすると免除されます)
 障害基礎年金または、被用者年金制度の障害年金(1級、2級)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方。

申請免除(申請して承認されると保険料の納付が免除されます)

申請免除には、全額免除と半額免除が設けられています。

* 免除された期間は年金を受け取るために必要な受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の額を計算するとき、次のように計算されます。

全額免除

免除期間の年金額は、保険料全額を納めたときと比べて3分の1として計算されます。

半額免除

免除期間の年金額は、保険料全額を納めたときと比べて3分の2として計算されます。

* 半額免除の承認を受けた場合、半額の保険料を納めないと未納期間となりますので、ご注意ください。

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

* 免除された期間は10年間の範囲内で追納でき、追納があった期間は老齢基礎年金の額に反映されます。

申請免除は前年の所得を確認しますので、毎年申請が必要です(所得の申告をしていない場合は免除の対象となりませんので、平成16年1月1日現在の住所地の役場で申告してください)。平成16年度の承認周期は16年7月~17年6月までです。

平成15年度の保険料を全額免除、または半額免除が承認されている方で、平成16年度免除申請を希望される方は7・8月中に必ず申請してください。

免除の対象となるのは、市役所に申請した月の前月からとなります(例/9月から免除を受けたい場合は、10月末までに申請)。

持参するもの

- ・認め印
- ・失業により免除の申請をされる方は「雇用保険受給資格者証」または「離職票」(コピー可)などの公的機関の証明書

* 「申請免除・学生納付特例」の申請先は、いずれも市民課年金係です。

お問い合わせは
 市民課年金係 (880-6555)
 南国社会保険事務所 (864-1111)

ごみ出しは定められた日に!

*お住まいの地区・小部落のごみステーションに出してください。



★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
7/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)
6	火	片山、里改田
7	水	浜改田
8	木	稲吉、西窪、新川
9	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
10	土	篠原、明見
12	月	下啗内、物部、開田
13	火	稲生
14	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
15	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
17	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
19	月	野田(西野田町1丁目を除く)
20	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
21	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
22	木	久礼田、植田
23	金	奈路、瓶岩、領石、植野
24	土	十市(北部)、緑ヶ丘
26	月	国分、比江、左右山、岩村
27	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
28	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
8/2	月	十市(南部)
3	火	片山、里改田
4	水	浜改田
5	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
6	金	立田



★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
7/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
3	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
5	月	片山、里改田、浜改田
6	火	領石、植野、久礼田、植田
7	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
8	木	立田、田村
9	金	後免町、野田
10	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
12	月	十市(南部)
13	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
14	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
15	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
16	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
17	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
19	月	片山、里改田、浜改田
20	火	領石、植野、久礼田、植田
21	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
22	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
23	金	奈路、瓶岩、白木谷
24	土	国分、比江、左右山、北小籠
26	月	下啗内、物部、開田
27	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
28	水	稲生
8/2	月	片山、里改田、浜改田
3	火	領石、植野、久礼田、植田
4	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
5	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
6	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)



*肥料やお米の袋、黒い袋は中身の確認ができず危険なため使わないようお願いいたします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
7月5日・19日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
7月6日・20日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババ南)浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
7月7日・21日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
7月12日・26日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大 団地、篠原、明見、伊達野
7月13日・27日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババ北)岩村、下啗内
7月14日・28日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
8月2日・16日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町

★ダンボールの収集

と き	地 区
7月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
7月2日・16日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババ南)浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
7月3日・17日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
7月8日・22日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
7月9日・23日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババ北)岩村、下啗内
7月10日・24日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
8月5日・19日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町